

入 札 案 内

(山口県漁業取締船きらかぜの売却)

山口県農林水産部水産振興課

【申込・問合せ先】

山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）

山口県山口市滝町１番１号（山口県庁１０階）

電 話 ０８３－９３３－３５３０（直通）

FAX ０８３－９３３－３５５９

目 次

	ページ
1 入札説明書	
はじめに	1
1 財産の概要	1
2 契約に付す主な条件（用途制限等）	1
3 入札参加資格について	2
4 入札の参加申込	2
5 現地説明会	3
6 入札参加資格確認結果の通知（受付番号の付番）	3
7 入札方法	4
8 入札書について	4
9 入札保証金（担保）について	5
10 封筒の作成・封入方法	6
11 無効入札について	6
12 開札の日時及び会場	6
13 落札者の決定方法	7
14 入札後の手続き	7
15 参考：スケジュール一覧表	9
2 県有財産売買契約書（案）	10
3 様式集	
第1号様式 一般競争入札参加申込書	15
第2号様式 暴力団排除に関する誓約書	16
第3号様式 役員等名簿	17
第4号様式 代表者選任届	18
第5号様式 入札書	19
第6号様式 委任状	20
第7号様式 質問書	21
4 参考資料	
※主要目・設備概要は、建造時に作成されたものです。 現況有姿による引き渡しとなることをご留意ください。 ※主要目のうち朱線を引いた設備等は、現在使用していません。	
主要目・設備概要（建造時のもの）	23
一般配置図（2017年船室変更工事後のもの）	29
船舶国籍証書	31
船舶検査証書	34
船舶検査手帳（抜粋）	36
特記事項	45

入札説明書

はじめに

(1) 本入札について

本入札は、山口県が保有する船舶の売払い（収入の原因となる契約）に係る一般競争入札です。入札の手続、提出方法等は、入札公告及び本入札案内（並びに県有財産売買契約書（案））に定めるところによります。これらに定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び山口県会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

(2) 質問の受付及び回答

①質問できる内容

入札参加資格、入札の無効、落札者の決定方法、契約条項その他入札条件の解釈に関する質問は、質問書により提出してください。

※提出先・提出方法・様式の入手方法・現地説明会の案内等、手続に関する照会は電話でも受け付けます。

②質問書の提出方法

質問は、質問書（第7号様式）により、次の方法で提出してください。

ア 提出期限：令和8年10月30日（金）午後5時15分まで

イ 提出方法：FAX（083-933-3559）又は電子メール（a16500@pref.yamaguchi.lg.jp）

③回答方法

質問事項及び回答内容は取りまとめの上、令和8年11月4日（水）までに、公告4に掲げるホームページに掲載します（掲載をもって回答とします）。また、入札参加申込者へ通知します。回答内容は入札案内の一部として取り扱います。

1 財産の概要

(1) 区 分：船舶

(2) 種 目：汽船

(3) 名 称：きらかぜ

(4) 船 質：軽合金製

(5) 総トン数：114トン

(6) 進水年月：平成14年1月

(7) 備 考：詳細については、参考資料及び現船をご確認ください（資料は建造時に作成されたものですが、現況有姿による引渡しとなります）。

2 契約に付す主な条件（用途制限等）

(1) 用途制限

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

落札者は、落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします。（詳しくは「県有財産売買契約書」をご覧ください。）

(2) 搬出期限

落札者は、本物件の引渡しを受けた後、令和9年2月19日（金）までに、落札者の責任と費用により、本物件を下関漁港から搬出しなければなりません。

※引渡し後、搬出完了までの間に係留等に係る使用料・係船料等が発生する場合は、落札者

の負担となります（契約書案第8条第3項）。

3 入札参加資格について

本入札に参加できる方は、次の各号のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の一に該当すると認められる者で、その事実を山口県において認めたときから3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該船舶を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(3)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (7) 船舶法第1条に規定する日本船舶の所有者要件に該当しない者

4 入札の参加申込

(1) 事前申込について

この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。

「一般競争入札参加申込書（第1号様式）」に必要事項を記入し、(8)に掲げる書類を添付の上、(3)の提出期間内に提出してください。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）

(3) 提出期間

- ①受付期間 : 令和8年10月22日（木）から令和8年11月5日（木）まで（閉庁日を除く）
- ②受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで
- ③郵送の場合 : 令和8年11月5日（木）午後5時15分 必着

(4) 提出方法

- ①持参の場合 : 上記(3)の受付時間内に、(2)の提出先へ提出してください。
- ②郵送の場合 : 特定記録郵便又は簡易書留郵便等、日本郵便が提供する配達記録が残る方法により、(2)の提出先へ送付してください。

※郵便事故、遅配その他郵便事情により提出期限までに到達しない場合であっても、県は責任を負いません。また、期限後に到達した申込書は受け付けません。

(5) 受付できない申込書

次のいずれかに該当する場合は受け付けできませんのでご注意ください。

- ①受付期間内に到達しなかったもの
- ②申込書・誓約書等の記載に不備があるもの又は記載が不明瞭なもの
- ③添付書類が不足しているもの又は不備があるもの

(6) 入札参加資格の確認・情報提供

入札参加資格（暴力団排除）の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供します。なお、提供した情報は、本入札に係る入札参加資格の確認の目的に限り利用します。

また、一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、申込者に入札参加資格がないことが判

明した場合は、入札に参加できません。

(7) 添付書類

申込書には、次の書類（※発行日から3か月以内のものに限ります）を添付してください。
なお、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

①個人の方が購入される場合

- ・住民票（写し）
- ・暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）

②法人の方が購入される場合

- ・登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- ・役員等名簿（第3号様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）

③複数の方が共同で購入される場合

- ・代表者選任届（第4号様式）
- ・共同購入者（所有者）全員分の、次のいずれかの書類一式
 - ア 共同購入者が個人の場合：①に掲げる書類一式
 - イ 共同購入者が法人の場合：②に掲げる書類一式

※共同購入者の中に個人・法人が混在する場合は、共同購入者ごとにア又はイの書類一式を提出してください。

5 現地説明会

(1) 目的

入札に先立ち、当該船舶について現地説明会を開催します。

(2) 開催日時

令和8年10月27日（火）午後1時30分から午後2時30分まで

※開始時刻に集合してください。

※都合により上記時刻に参加できない場合は、開催前日までにご連絡ください（必要に応じて別途調整します。）

(3) 場所

下関漁港内 ※詳細な係船位置は（6）の問合せ先へお問い合わせください。

(4) 参加申込

参加希望者は、開催前日までに参加をしてください。

(5) 申込方法

問合せ先メールアドレス宛に、次の事項を記入して電子メールを送付してください。

- ①氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）
- ②参加人数
- ③連絡先電話番号

(6) 問合せ先

山口県農林水産部水産振興課（漁業調整取締班）

住所：山口県山口市滝町1番1号（山口県庁10階）

電話：083-933-3530

FAX：083-933-3559

メール：a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

(7) 注意事項

- ①現地説明会への参加は任意です。現地説明会へ参加されなかった方も入札参加申込みは可能です。
- ②悪天候等により中止となる場合があります（中止の場合は、申込者に連絡します。）。

6 入札参加資格確認結果の通知（受付番号の付番）

県は、提出された申込書に基づき入札参加資格を確認し、結果を申込者に通知します。

入札参加資格があると認められた方には、受付番号を付して通知します（以下「入札参加資格確認通知書」といいます）。

入札書を提出する際は、入札参加資格確認通知書に記載された受付番号を入札書等へ必ず記載してください。（※受付番号の記載方法等は、入札案内 8 および 10 をご確認ください。）

7 入札方法

（１）入札の方法

本入札は期間入札とし、入札書は郵送により提出するものとします。

入札に参加できる方は、事前の申込みにより入札参加資格の確認を受け、受付番号の付番を受けた方に限ります（申込み方法は入札案内 4 のとおり）。なお、入札参加資格確認通知書が到達していない場合は、速やかに担当課へお問い合わせください。

※本入札は郵送による提出のみとし、持参による提出は受け付けません。

（２）入札書の提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号 山口県農林水産部水産振興課 漁業調整取締班

（３）入札書の提出期限

令和 8 年 11 月 19 日（木）午後 5 時 15 分（必着）

※提出期限を過ぎて到達した入札書は受理しません。

（４）提出必要書類及び郵送方法

①入札参加申込により受付番号の付番を受けた方は、入札書提出期限までに、次の書類（以下「入札書等」という。）を郵送してください。

ア 入札書

イ 入札保証関係書類

（入札公告 9 に定める入札保証金に代わる担保又は入札保証保険証券（写し））

②入札書等は、原則として一般書留郵便により、提出期限までに到達するよう郵送してください。

ただし、入札保証関係書類が入札公告 9（9）に定める入札保証保険証券（写し）のみである場合は、一般書留郵便によらず、簡易書留郵便又は特定記録郵便により郵送することができます。

※郵便事故、遅配その他郵便事情により提出期限までに到達しない場合であっても、県は責任を負いません。

※封筒の作成及び封入方法は、入札案内 10 のとおりとします。

8 入札書について

（１）様式

入札書は、所定の入札書（第 5 号様式）を使用してください。

（２）記入方法

①入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者職氏名）及び入札参加資格確認通知書に記載された受付番号を、所定の欄に記入してください。押印は不要です。

②入札金額は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

③入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額（税込金額）を記入してください（入札公告 7（6）参照）。

④最高入札金額が同額の場合にくじを行うことがありますので、くじを行う場合に備え、「くじ番号」欄には任意の 3 桁の数字（000～999）を記入してください（「0」も記入が必要です。）。

なお、記入がない場合や 1 文字でも判別できない数字がある場合は、当該数字を「0」に置き換えます（くじの辞退はできません。）。

⑤記入は、黒色又は青色の消えないインクの筆記具を使用してください。鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペン（フリクション等）その他容易に消去できる方法による記入は認めません（印字による記入としても差し支えありません。）。

⑥入札金額を二重線その他の方法により訂正した入札書は無効となります。

⑦入札書の日付欄は、入札書を作成した日を記入してください。

（３）提出方法（入札書）

入札書は、入札案内 7（4）①イの入札保証関係書類と同時に、入札案内 10 の方法により提出してください。

(4) 入札書提出後の取扱い

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので、提出前によくご確認ください。
また、同一の入札者から2通以上入札書が到着した場合は無効となります。

9 入札保証金（担保）について

(1) 入札保証金の趣旨

入札保証金は、落札者が契約を締結しない場合に備え、契約締結義務の履行を確保するためのものです。

※本入札において入札保証金の現金納付は取り扱わず、担保の提供又は入札保証保険により取り扱います。

※担保（為替証書等）を提出した場合、担保は入札終了後（落札者は契約締結後）に返還する取扱いとなり、売払代金には充当できません。県を被保険者とする入札保証保険（入札公告9（9））を締結した場合は入札保証金が免除され、担保（為替証書等）の郵送・返還等の手続が不要となるため、可能な場合は同保険の利用をご検討ください。

(2) 必要となる担保額

担保額は、当該入札に係る見積金額（入札金額（税込））の100分の5以上とします。

※担保額の算定により1円未満の端数が生じる場合は、要件（入札金額の5%以上）を満たすため、端数を切り上げた額以上の担保を提出してください。

※国債及び地方債等により担保を提供する場合、担保の価値（評価額）が額面金額等と異なることがありますので、必要に応じて事前に担当課へお問い合わせください。

(3) 担保の種類

担保は、山口県会計規則第150条第2項各号に掲げる担保とします。

ただし、本入札においては、手続の簡素化のため、原則として、郵便局（株式会社ゆうちょ銀行）で購入できる為替証書（普通為替等）又は入札保証保険（保険証券（写し）提出）の利用をお願いします。

① 為替証書による提出

ア 為替証書が複数通となる場合は、枚数及び金額内訳（合計額）を記載した書面を為替証書と一緒に提出してください。

イ 為替証書は、原則として受取人欄は記入しない（無記名）で提出してください（受取人欄を記入したものは返還時に支障が生じる場合があります。）。

② 小切手等による提出（希望する場合）

小切手等は、金融機関の取扱い変更等により、県が寄託又は払出し等の手続を行えない場合があります。このため、小切手等による担保提供を希望する場合は、事前に必ず県へ連絡し、取扱いの可否について確認を受けてください。

事前の連絡がない場合又は確認の結果、取扱いができない場合は、担保未提出として無効となる場合があります。

なお、担保として提出できる小切手は、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手に限ります。

(4) 入札保証保険による免除

県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者は、当該保険証券（写し）を入札書と同時に提出した場合に限り、入札保証金の全部が免除されます。

※入札保証保険証券（写し）を提出した場合でも、保険金額・保険期間等が入札保証金の免除要件を満たさないときは免除されず、入札保証関係書類の不備として無効となります。

(5) 提出方法（担保／保険証券）

入札保証金に代わる担保又は入札保証保険証券（写し）は、入札案内10の方法により、入札書と同時に提出してください。

※県が担保を受領した場合は、保管証書を交付することがあります。交付した場合は、返還の際に当該保管証書の返送をお願いすることがあります。

(6) 返還等

落札者以外の入札保証金に代わる担保は、入札終了後、速やかに返還します。落札者の入札保証金に代わる担保は、契約保証金に充当する場合又は契約を締結しない場合を除き、契約締結後に返還します（申出により契約保証金に充当可能）。

返還は、原則として県から郵送等により行います。返還方法の詳細は、入札終了後に案内します。

※保管証書の返送等が必要となる場合は、別途案内します。

※入札保証保険による免除の場合、担保の返還はありません。

※落札者が契約を締結しない場合は、落札者が入札保証金に代えて提供された担保は県に帰属します。

10 封筒の作成・封入方法

(1) 封筒の構成

入札書等は内封筒・外封筒の二重封筒により提出してください。

(2) 内封筒の表示・封入物

①内封筒の表面には、「入札書」と表記し、次の事項を明記してください。

- ア 件名
- イ 入札者の商号又は名称
- ウ 連絡先（電話番号）
- エ 受付番号

②内封筒には、入札書を封入してください。

③内封筒は封緘してください。

(3) 外封筒の表示・封入物

①外封筒の表面には、「入札書在中」と表記し、宛先（入札書提出先）を記載してください。

②外封筒には、内封筒を封入してください。

③外封筒にも、受付番号を記載してください（申込者との照合のため）。

④外封筒は封緘してください。

⑤外封筒の裏面等に、差出人の住所及び氏名（法人にあっては所在地及び名称）を記載してください。

(4) 入札保証関係書類（担保／保険証券（写し））の封入

入札保証関係書類は、次により外封筒へ同封してください。

①担保を提出する場合

ア 担保は、担保を封入する封筒（以下「担保封筒」という。）に封入し、封緘してください。

イ 担保封筒には、受付番号を記載してください。

ウ 担保封筒は、内封筒とは別の封筒を使用して作成し、外封筒に同封してください。

②入札保証保険証券（写し）を提出する場合

保険証券（写し）は、内封筒に封入せず、外封筒に同封してください。

(5) 郵送方法

入札書等の郵送方法は、入札案内 7（4）②のとおりとします。

11 無効入札について

次の入札は無効となります。

(1) 入札参加資格のない者による入札

(2) 入札書提出期限までに到達しなかった入札

(3) 入札書提出期限までに、入札金額の 100 分の 5 以上の額に相当する入札保証金に代わる担保を提供しなかった者又は提供額が当該額に満たない者の入札（入札公告 9（9）の場合を除く。）

(4) 電信による入札

(5) 所定の入札書（第 5 号様式）によらない入札

(6) 記名のない入札その他入札書の金額、氏名（名称）等の重要事項が識別し難い入札

(7) 入札金額を訂正した入札

(8) 同じ者から 2 通以上入札書が到着したとき。

(9) 談合その他不正な行為があったと認められる入札

(10) 受付番号の記載がなく、かつ、入札書及び封筒の記載事項その他の方法により申込者との照合が出来ない入札

(11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 開札の日時及び会場

(1) 開札の日時及び会場

①開札日時：令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 11 時 00 分

②会 場：〒753-8501 山口県山口市滝町 1 番 1 号

山口県庁 10 階 農林水産部 4 号会議室

(2) 立会い（任意）

開札の立会いは任意です。立会いしない場合であっても、入札の有効性に影響はありません。

立会いを希望する場合は、午前 10 時 30 分から午前 11 時 00 分までの間に会場へお越しください。

立会いを希望される場合は、事前に山口県農林水産部水産振興課へご連絡ください。

(3) 入場できる方

会場へ入場できるのは、入札者（法人の場合は代表者又は権限を有する者）及びその代理人に限ります。また、会場の都合により、入場者数を制限する場合があります（例：1者1名）。

(4) 本人確認・委任状

当日は、運転免許証等の本人確認書類（原本）をご持参ください。

代理人が立会う場合は、本人確認書類（原本）のほか、委任状（第6号様式）を当日提出してください。

(5) 入札者が立ち会わない場合

入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札します。

13 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定（原則）

県があらかじめ定める予定価格以上の入札のうち、最高入札金額で入札した者を落札者とします。

(2) 最高入札金額が同額の場合（くじ）

(1)により落札者となるべき者が2者以上ある場合（最高入札金額が同額の場合）は、くじにより落札者を決定します。くじは、開札後、直ちに行います。

(3) くじ番号

最高入札金額が同額の場合は、入札書に記載された「くじ番号」を用いて落札者を決定します。くじ番号の記入方法（000～999、0置換等）は、入札案内8（2）④のとおりです。

(4) くじの手順

くじは、次の手順により行います。

①抽選番号の付与

最高入札金額が同額となった入札者に対して、入札書の受領順に「抽選番号」を付与します。

なお、入札書の到着日が同日の場合は、入札書に記載された「くじ番号」の小さい順に付与します。「くじ番号」も同値の場合は、商号又は名称の五十音順に付与します。

②当選番号の算出

同額（最高入札金額）の入札者の「くじ番号」を合計し、その合計値を同額入札者数で除した余りを「当選番号」とします。

③落札者の決定

「当選番号」と一致する「抽選番号」を付与された者を落札者とします。

(5) 入札結果の連絡

落札者を決定した場合は、速やかに入札者全員に入札結果を連絡します。

14 入札後の手続き

(1) 入札保証金の還付手続及び契約保証金への充当手続について

①落札者以外の入札保証金等（入札保証金に代えて提供された担保を含む。）は、入札終了後、速やかに返還します。

②落札者の入札保証金等は、契約保証金に充当する場合又は契約を締結しない場合を除き、契約締結後に返還します。

③落札者は、申出により、入札保証金等（担保を含む。）の全部又は一部を契約保証金の全部又は一部に充当することができます。

④落札者が契約締結期限までに契約を締結しないときは、当該落札者の入札保証金等（担保を含む。）は県に帰属します。

（２）契約の締結期限

①締結期限

落札者は、令和８年１２月４日（金）までに契約を締結してください。この期限までに契約を締結しないときは、落札決定を取り消し、落札者の入札保証金等（担保を含む。）は県に帰属します。

②契約書の作成手順

落札者は、県が示す契約書に必要事項を記入し、記名押印及び収入印紙の貼付等必要な手続を行った上で、令和８年１２月４日（金）までに県へ必着となるよう返送してください。県は、返送された契約書を確認の上、記名押印して契約を確定します。

※契約書に貼付する収入印紙代は落札者負担となります。

※契約締結日（契約書に記載する日付）は、県が契約書に記名押印して契約が確定した日とします。

（３）契約保証金について

落札者は、契約締結と同時に、契約金額の１０パーセント（１円未満の端数が生じる場合は切り上げ）に相当する額を契約保証金として納付してください。

①契約保証金の納付方法

契約保証金のうち、現金で納付すべき額がある場合は、県が契約確定後に交付する納入通知書により、所定の金融機関等で速やかに納付してください（納期限は納入通知書に記載します。）。

②入札保証金に代えて提供した担保の充当

落札者の申出により、入札保証金に代えて提供した担保（為替証書等）の全部又は一部を、契約保証金の全部又は一部に充当することができます。

充当した後、契約保証金の額に不足がある場合は、その不足額分は①により納付してください。

③その他

現金で納付した契約保証金は、落札者の申出により、売払代金に充当することができます。申出の方法は、契約締結時に県が案内します。

※入札保証金に代えて提供した担保を契約保証金に充当した場合の取扱いは、（４）②のとおりとします。

（４）売払代金の支払い

売払代金は、契約締結日の翌日から起算して１５日以内に納付してください（納期限は納入通知書に記載されます。）。

①売払代金の納入方法

売払代金は、県が発行する納入通知書により、所定の金融機関等で納付してください。

②契約保証金の充当

現金で納付した契約保証金は、落札者の申出により、売払代金に充当することができます。この場合、売払代金から当該契約保証金を控除した額を納期限までに納付してください。

※入札保証金に代えて提供した担保（為替証書等）を契約保証金に充当した場合、当該担保（契約保証金に充当したもの）は売払代金への充当（差引）は行いません。売払代金を全額納付していただいた後、当該担保を返還します。

③売払代金が納期限までに納付されなかった場合の取扱い

売払代金が納期限までに全額納付されない場合、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金（現金または担保）は返還しませんので、納期限に十分ご注意ください。

※納期限を過ぎて納付した場合、遅収料金（延滞金）を徴収される場合があります。

（５）所有権の移転及び引渡しについて

船舶の所有権は、落札者が売払代金を完納した後、県においてその収納を確認した時に移転します。県は、売払代金の完納及び収納確認後、速やかに本物件を引き渡します。

落札者は、本物件の引渡しを受けた後、令和９年２月１９日（金）までに、落札者の責任と費用により、本物件を下関漁港から搬出しなければなりません。

※引渡し後、搬出完了までの間に係留等に係る使用料・係船料等が発生する場合は、落札者

の負担となります（契約書案第8条第3項）。

（6）船舶の登記・登録等

落札者は、船舶の所有権移転後、船舶関係法令その他の関係法令等に基づき必要な登記・登録その他の手続（船舶に搭載される無線設備に係る電波法上の手続を含む。）を速やかに行ってください。登記・登録等に要する費用及び登録免許税その他一切の費用は、落札者の負担となります。

また、県が必要と認める場合は、手続完了を確認できる書類の提出を求めることがあります。

15 参考：スケジュール一覧表

入札参加申込受付期間	令和8年10月22日（木）から11月5日（木）まで（必着）
現地説明会（参加任意）	令和8年10月27日（火）13：30～14：30 （下関漁港内＊詳細な係船位置はお問合せください）
入札書提出期限	令和8年11月19日（木）（必着）
開札日時	令和8年11月20日（金）11：00 （県庁10階 農林水産部4号会議室）
契約締結期限	令和8年12月4日（金） （落札者押印・印紙貼付済の契約書が県に到達する期限）
売払代金納付期限	契約締結日の翌日から起算して15日以内 （納期限は納入通知書に記載）
船舶の搬出期限	令和9年2月19日（金）

県有財産売買契約書(案)

県有財産の売買について、売出人 山口県（以下「甲」という。）と買受人 ○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

区 分	種 目	名 称	船 質	総トン数	進水年月
船 舶	汽 船	きらかぜ	軽合金製	114トン	平成14年1月

（代金）

第2条 本物件の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金○○円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に、甲が交付する納入通知書により契約保証金として金○○円（契約金額の100分の10に相当する額。1円未満切上げ）を甲に納付しなければならない。この場合において、納期限は納入通知書に記載する。

- 前項の契約保証金のうち、金○○円は、入札保証金に代えて提供された担保を充当する。
- 契約保証金には、利息を付さない。
- 契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 乙が代金を完納し、かつ、本契約に定める義務を履行したときは、甲は、契約保証金を還付するものとする。

ただし、乙が現金で納付した契約保証金について、乙の申出があるときは、甲は当該現金を代金に充当することができる。乙は、当該申出を甲が第4条の納入通知書を発行する前までに行うものとする。

- 乙が第4条に定める義務を履行しないときは、甲は、この契約を解除することができるものとする。この場合においては、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、第2条に定める代金を、甲の発行する納入通知書により、契約締結日の翌日から起算して15日以内に甲に支払わなければならない。ただし、第4項により契約保証金（現金）を代金に充当する場合は、控除後の額を支払うものとする。

- 前項の納期限は、納入通知書に記載する。
- 乙が第3条第2項の規定により、入札保証金に代えて提供された担保を契約保証金に充当した場合であっても、当該担保（契約保証金に充当した部分をいう。）は代金に充当しないものとする。
- 乙が第3条第5項ただし書により契約保証金（現金）を代金に充当する場合は、乙は、第2条に定める代金から当該充当額を控除した額を支払うものとする。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（所有権の移転の登録等）

第6条 乙は、前条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した後、甲の協力を得て、関係法令に基づく登録その他必要な手続を速やかに行うものとする。

- 前項の登録等に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第7条 甲は、乙が代金を完納し、甲においてその収納を確認したときは、速やかに本物件を下関漁港（係留場所：別途指定する場所）において乙に引き渡す。

- 引渡しに当たっては、甲及び乙（又は乙の代理人）は立ち会うものとし、乙は本物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（本物件の搬出期限）

第8条 乙は、本物件の引渡しを受けた後、令和9年2月19日（金）までに、乙の責任と費用に

より、本物件を下関漁港から搬出しなければならない。

2 搬出に要する許認可、届出、作業計画、安全対策その他必要な一切の手續及び費用は乙の負担とする。

3 本物件の引渡し後、搬出完了までの間に本物件の係留等に係る使用料、係船料その他これらに類する費用が発生する場合は、乙の負担とする。

4 乙は、搬出に当たり、港湾管理者その他関係機関との調整を要する場合は、乙の責任においてこれを行うものとする。

5 乙が前各項に違反した場合の取扱いは、甲乙協議の上定める。

(遅延利息)

第9条 乙は、第4条に定める期限までに代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から完納する日までの期間の日数に応じ、未納金額について、山口県会計規則第134条に定める率で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

2 遅延利息の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(危険負担)

第10条 乙は、この契約締結の時から第7条の規定による本物件の引渡しが完了する時までの間において、本物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷した場合には、甲に対して代金の減免を請求することができないものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、本物件の引渡し後、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が知りながら乙に告げなかった事実及び甲自らが第三者のために設定し、又は譲渡した権利については、この限りでない。

3 乙が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合は、同法の定めるところによる。

(用途制限等)

第12条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

(1) 第12条の規定に違反したとき 当該違反を確認した時の本物件の価額(甲が評価した額)の10分の3に相当する金額

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の1に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第12条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、催告をすることなく本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他

経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(7) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

3 甲は、入札に関し談合その他不正な行為があったと認められるときは、催告をすることなく本契約を解除することができる。

4 乙は、前3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

5 乙は、甲が前各項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第16条 乙は、甲が前条各項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに、乙の負担により、引渡しを受けた時点の状態(通常損耗を除く)に回復して、甲が指定する場所において本物件を甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を現状のまま返還することができる。

(1) 本物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。

2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の減損額(甲が評価した額)に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権移転の登録等に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、甲が第15条第1項、第2項及び第3項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第18条 甲は、この契約を解除した場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。

この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、この契約を解除した場合において、乙が既に支払った第9条の遅延利息及び第14条の違約金を乙に返還しないものとする。

3 契約保証金の取扱いは、第3条の定めるところによる。

(損害賠償)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還する代金の相殺)

第20条 甲は、第18条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第9条の遅延利息、第14条の違約金、第16条第2項の減損額又は前条に規定する損害賠償額(以下「遅延利息等」という。)があるときは、返還する代金と遅延利息等を対等額で相殺するものとする。

(契約の締結に要する費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第23条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決

定するものとする。

(管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する山口地方裁判所とする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年(〇〇年)〇月〇日

売払人 山 口 県
山口県知事 村 岡 嗣 政

買受人

様式集

○入札参加申込時に使用

- ・ 第 1 号様式 一般競争入札参加申込書
- ・ 第 2 号様式 暴力団排除に関する誓約書
- ・ 第 3 号様式 役員等名簿
(※入札者が法人の場合に提出)
- ・ 第 4 号様式 代表者選任届
(※共同購入の場合に提出)

○入札書提出時に使用

- ・ 第 5 号様式 入札書

○開札立会い（代理人の場合）に使用

- ・ 第 6 号様式 委任状

○質問様式（質問受付期間等は入札案内「はじめに」参照）

- ・ 第 7 号様式 質問書

(第 1 号様式)

一般競争入札参加申込書

1 物件の表示

区 分	種 目	名 称	船 質	総トン数	進水年月
船 舶	汽 船	きらかぜ	軽合金製	1 1 4 トン	平成14年1月

この物件の売却にかかる一般競争入札に参加したいので、山口県会計規則、入札案内並びに本物件が現況有姿で引き渡されることを承諾の上、下記のとおり申し込みます。

なお、本申込書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないこと、並びに入札参加資格を有していることを誓約します。

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣 政 様

住所

氏名又は社名
及び代表者名

(提出者名:)

電話番号

FAX番号

(注)

- ・個人の場合は、提出者名欄に提出者本人が自署してください。
- ・法人その他の団体の場合は、社名及び代表者名は記名で差し支えありません（ゴム印・印字等可）。また、提出者名欄に提出担当者が自署してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

個人の方が購入される場合 … 住民票、暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）

法人の方が購入される場合 … 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）、役員等名簿（第3号様式）

複数の方が共同で購入される場合 … 代表者選任届（第4号様式）に加え、共同購入者全員について、上記（個人／法人）の区分に応じた添付書類一式

(第2号様式)

暴力団排除に関する誓約書

- ☐ 私（個人の場合）
☐ 当社（法人の場合）
☐ 当団体（団体の場合）

☐ 当団体（団体の場合）は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 前記(1)～(5)に該当する者の依頼を受けていると認められる者

令和 年 月 日

山口県知事様

住所（又は所在地）

氏名又は社名及び代表者名
(提出者名：

(注)

- ・個人の場合は、提出者名欄に本人が署名（自署）してください。
- ・法人その他の団体の場合は、社名及び代表者名は記名で差し支えありません（ゴム印・印字等可）。
また、提出者名欄に提出担当者が署名（自署）してください。

(第3号様式)

役 員 等 名 簿

法人名：_____

[illegible]

(注)

- ・法人及び団体にあつては、法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む）を記入してください。
- ・氏名には、ふりがなを付けてください。
- ・「生年月日」欄は該当する年号を○印で囲んでください。

(第4号様式)

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

山口県知事 村岡嗣政 様

私達は、この度、山口県所有の下記物件を共同買受けするため、代表者として

(住所(所在地)) _____

(氏名又は名称) _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

区 分	種 目	名 称	船 質	総トン数	進水年月
船 舶	汽 船	きらかぜ	軽合金製	114トン	平成14年1月

2 共同買受人

区分	住所(所在地)	氏名又は名称	署名(自署)
代表者	上欄のとおり	上欄のとおり	
共同買受人			
共同買受人			

(注)

- ・個人の場合は、共同買受人本人が署名(自署)してください。
- ・法人その他の団体の場合は、氏名又は名称欄は記名で差し支えありません(ゴム印・印字等可)。共同買受人欄の署名(自署)は、共同買受人ごとに、当該法人(団体)の提出担当者の氏名を署名(自署)してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
個人の方が購入される場合 … 全員の住民票、暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)
法人の方が購入される場合 … 全員の法人登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)、暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)、役員等名簿(第3号様式)

(第5号様式)

入 札 書

年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

入札者
所在地又は住所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

契約条項及び入札条件を熟知の上、山口県会計規則に基づき次のとおり入札します。

入札 金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	件 名		県有財産売払い（船舶）							
	売却物件		山口県漁業取締船「きらかぜ」（総トン数114トン 平成14年1月進水）							

（注）数字は算用数字を使用し金額の頭に¥を記入してください。

（注）入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額（税込金額）を記入してください。

※ くじ番号記載欄（任意の3桁の番号【000～999】を記入すること。）

--	--	--

※ 受付番号記入欄（入札参加資格確認通知書に記載された受付番号を記入してください。）

--	--	--

(第6号様式)

委任状

令和 年 月 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

下記入札の開札に係る立会いに関する権限を、下記受任者に委任します。

記

- 1 件名 県有財産売払い（船舶）
- 2 売却物件 山口県漁業取締船「きらかぜ」（総トン数 114 トン 平成 14 年 1 月進水）
- 3 開札日時 令和 8 年 11 月 20 日（金）午前 11 時 00 分

（委任者）所在地又は住所 _____

商号又は名称
代表者職氏名

委任状作成者名（ _____ ）

（受任者）住所 _____

氏名 _____

（注）

- ・個人の場合は、委任者本人が自署してください。
- ・法人その他の団体の場合は、商号又は名称及び代表者職氏名は記名で差し支えありません（ゴム印・印字等可）。また委任状作成者名欄は作成者が自署してください。

(第7号様式)

質 問 書

令和 年 月 日

山口県農林水産部水産振興課長 様

質問者 住所
商号又は名称
代表者氏名

[illegible]

参考資料

①主要目・設備概要（建造時のもの）	23
②一般配置図（2017 年船室変更工事後のもの）	29
③船舶国籍証書	31
④船舶検査証書	34
⑤船舶検査手帳（抜粋）	36
⑥特記事項	45

※主要目・設備概要は、建造時に作成されたものです。
現況有姿による引き渡しとなることをご留意ください。

※主要目のうち朱線を引いた設備等は、現在使用していません。

1. 一般					
船主	山口県				
船種	漁業取締船				
船型	平甲板船				
資格	J G 第3種漁船		航行区域 近海（制限付）		
適用法規	船舶法および関係法令 船舶安全法および関係法令 海上衝突予防法 船舶のトン数の測度に関する法律 高速船構造基準 船員法関係法令 海上汚染および海上災害の防止に関する法律 電波法および関係法令 漁船法および関係法令				
登録	船籍港	船舶番号	信号符字		
	山口県下関市	136821	JM6602		
建造年月日	起工	進水	竣工		
	平成13年9月17日	平成14年1月30日	平成14年3月20日		
2. 主要寸法					
長さ	(全長) 36.40 m (登録長さ) 32.76 m (水線長さ) 32.40 m				
幅	(型)	6.50 m	登録幅	6.50 m	
深さ	(型)	3.10 m	登録深さ	3.13 m	
喫水	(計画、型)	1.20 m			
3. トン数					
	日本政府				
総トン数	114 トン				
4. 乾舷					
		乾舷	喫水(型)	載荷重量	排水量
淡水満載喫水線	F	1,745 mm	1.370 m	53.85 t	150.0 t
海水満載喫水線	S	1,768 mm	1.347 m	53.85 t	150.0 t

5. 容 積			
タ ン ク	燃料油(重力油タンクを含む)	1 0 0 %	2 3 . 7 8 m ³
	清 水	1 0 0 %	4 . 8 8 m ³
6. 甲板間高さ等			
玄 弧	F. E.、C. L. にて		0 . 8 0 0 m
	A. E.、C. L. にて		－ 0 . 2 0 0 m
梁 矢			0 . 1 0 0 m
甲 板 高 さ (中心線にて)	航海船橋甲板 ～ 操舵室頂部甲板		2 . 2 0 0 m
	上 甲 板 ～ 航海船橋甲板		2 . 2 5 0 m
7. 定 員			
乗 組 員		1 1 名	
その他の乗船者		2 名	(沿海区域・2 4 時間未満 9 名)
合 計		1 3 名	(沿海区域・2 4 時間未満 2 0 名)
8. 甲 板 機 械			
項 目	数	型 式	能 力
船 首 揚 錨 機	1	電 動	1 . 5 t × 1 2 / 6 m / min. 5 . 5 kW － 4 P
船尾キャプスタン	2	電 動	1 . 0 t × 1 2 / 6 m / min. 2 . 2 kW － 4 P
9. 法定備品および諸装置			
艀 装 数	3 1 9		
大 錨	ダンフォース型	1 2 0 kg ×	2
中 錨	ダンフォース型	6 5 kg ×	1
大 錨 鎖	電接2種	φ 1 9 mm ×	3 5 m × 1 条
大 錨 索	ナイロクロス索	φ 3 5 mm ×	1 1 0 m × 2 条
中 錨 索	ナイロクロス索	φ 3 5 mm ×	1 1 0 m × 1 条
挽 索	ナイロクロス索	φ 3 2 mm ×	1 3 5 m × 1 条
大 索	ナイロクロス索	φ 2 2 mm ×	1 6 5 m × 1 条
係 船 索	ナイロクロス索	φ 3 2 mm ×	5 0 m × 4 条

10. 無線装置等

SSB無線電話送受信機	50W	1台
全波受信機		1台
マルチバンド受信機		1台
VHF無線電話装置(DSC、DSCWR付)	25W	1台
双方向VHF無線電話装置	1W	1台
ナブテックス受信機(日本語用)		1台
レーダートランスポンダ(SART)		1台
衛生系非常用位置指示無線標識(EPIRB)		1台
DSB無線電話送受信機	1W	1台
無線方位探知機		1台
衛星船舶電話		1式
スペクトラムアナライザー		1式(船主殿支給品)
パーソナル無線		1台(船主殿支給品)
空中線		1式
テレビ・ラジオ空中線共用装置		1式
自動交換電話装置		1式
船上連絡用無線電話装置		1式

11. 機関部

主 機 関	形式 × 数	MTU/DDC 16V4000M70 4サイクル高速ディーゼル機関 × 2台
	出 力	最 大 2,320kW(3,154PS) × 2,000rpm 常 用 2,156kW(2,931PS) × 1,937rpm
発 電 機	原動機 × 数	いすゞマリン製造 UM6BD1MUGE 55kW × 1,800rpm × 2台
	発電機 × 数	大洋電機 TWY22F 60kVA(48kW) × 2台
ウォータージェット	型 式 × 数	KAMEWA 71SII × 2式
推 進 装 置	羽根車径×翼数	約980mm × 6枚
燃 料 消 費 率		215g/kW・h + 5%以下(常用出力にて)
12. 速力および航続距離		
速 力	試運転最大	39.81 ノット(軽荷状態、最大出力にて)
	航 海	35.24 ノット(70%載荷状態、常用出力にて)
航 続 時 間		15時間(常用出力にて)

(左舷)

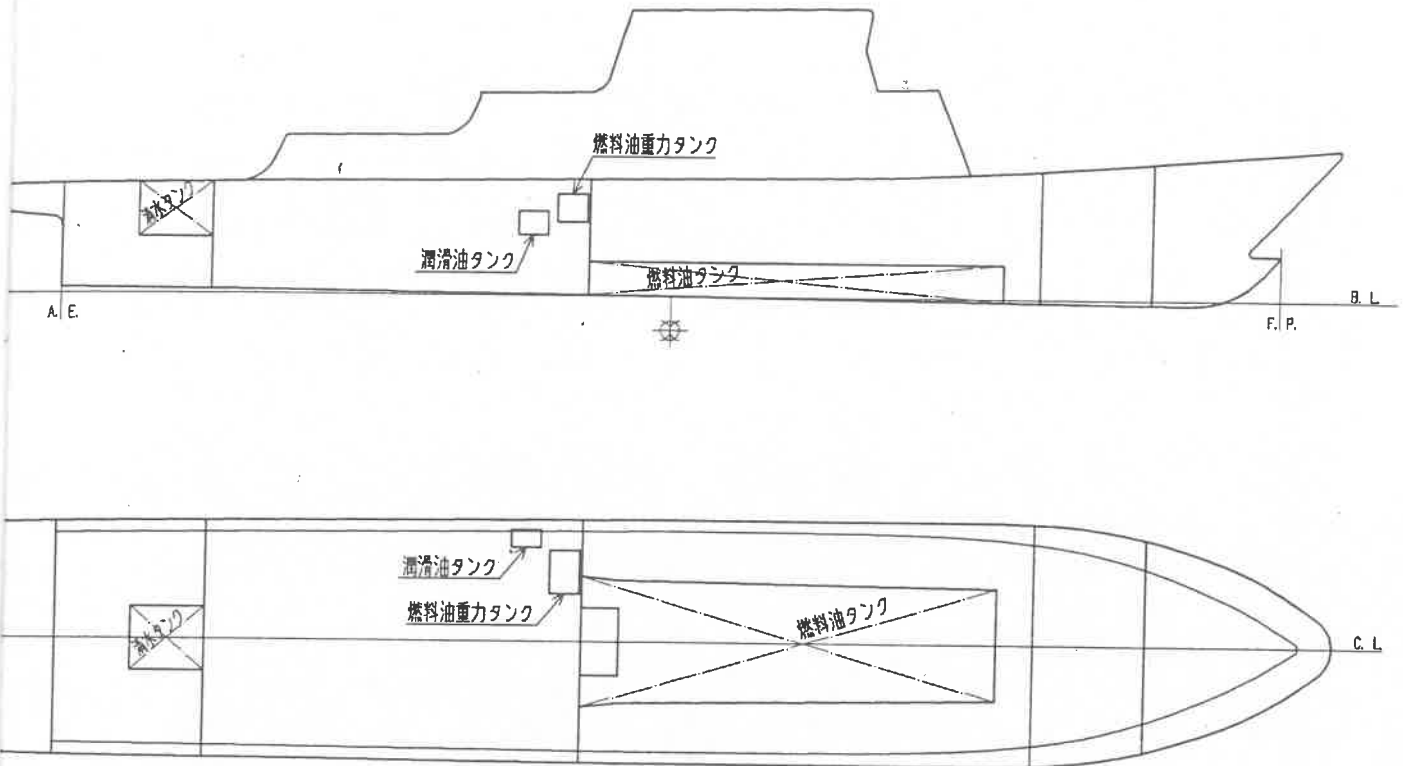
舵機室 SF40044

13. その他		
減揺装置	フィンスタビライザー (高速艇用油圧制御フィン型) × 1	
消火装置	居住区画……………持運び式粉末消火器 × 5個 空調機室兼共用倉庫…持運び式粉末消火器 × 1個 機関室……………持運び式粉末消火器 × 2個 機関室……………持運び式泡消火器 × 7個 機関室……………自己拡散式液体消火器 × 4組 船尾倉庫……………持運び式粉末消火器 × 1個	
通風装置	操舵室……………換気扇(排気) × 2台 合羽庫格納所……………ダクトファン(排気) × 1台 食堂……………ダクトファン(排気) × 1台 サロンの……………ダクトファン(排気) × 1台 賄室……………レンジフードファン(排気) × 1台 賄室……………ハイファン(排気) × 1台 シャワー室……………ハイファン(排気) × 1台 便所……………ハイファン(排気) × 2台 機関室……………軸流通風機(可逆式) × 2台 船尾倉庫……………軸流通風機(排気) × 1台	
空気調和装置	(第1系統) コンデニングユニット 12,000kcal/h × 1台(操舵室) (同上) クーリングユニット 12,000kcal/h × 1台(操舵室) (第2系統) パッケージ型空気調和機 18,770kcal/h × 1台(上甲板) (第3系統) パッケージ型空気調和機 11,600kcal/h × 1台(上甲板下)	
救命設備	膨張式救命筏 (10人乗・SOLAS Aパック) × 2組 膨張式救命胴衣 × 20個 固形式救命胴衣 × 11個 救命浮環 × 4個 火せん × 2個 自己発煙信号 × 2個 自己点火灯 × 2個 落下傘付信号 × 4個	
航海計器	ジャイロコンパス及びオートパイロット × 1式 磁気コンパス × 1台 レーダー(ARPA付) × 2台 GPS航法装置(DGPS機能付) × 1台 漁業取締船用高精度船位表示装置 × 1式 真風向風速計 × 1式 ワイパー(操舵室前面角窓用) × 5個 機関室監視用テレビ装置(カメラ4台、モニタ1台) × 1式 音響測深機 × 1式 電磁ログ × 1式 針路・船速・深度デジタル表示器(4方表示型) × 1台 潮流計 × 1式 船内情報送受信装置 × 1式 電子ホーン(第3種汽笛) × 1式 海水・大気温度計(切換表示式) × 1式	
監視装置	近赤外線カメラ監視装置 (5軸動揺安定装置付、探照灯連動式) × 1式 キセノンランプ式探照灯(2kW) (2軸動揺安定装置付、カメラ連動式) × 1台 像安定双眼鏡 × 5台(船主殿支給品)	

14. 容 積 表

6/E

$$LWL \times B_{MLD} \times D_{MLD} = 32.40m \times 6.50m \times 3.10m$$



燃 料 油 タ ン ク

比重 $\rho = 0.840$

名 称	位 置		100%容積		85%容積		L C G (m)	K G (m)	I max. (m4)
	舷	FR. - FR.	容積(m3)	重量(t)	容積(m3)	重量(t)			
燃料油タンク	中央	14 - 25	23.14	19.44	19.67	16.52	-3.46	0.50	24.7
燃料油重力タンク	左舷	13 - 14	0.64	0.54	—	—	2.68	2.31	0.1
合 計			23.78	19.98	—	—	—	—	—

潤 滑 油 タ ン ク

比重 $\rho = 0.900$

名 称	位 置		100%容積		L C G (m)	K G (m)	I max. (m4)
	舷	FR. - FR.	容積(m3)	重量(t)			
潤滑油タンク	左舷	12 - 13	0.21	0.19	3.70	1.92	0.0

清 水 タ ン ク

比重 $\rho = 1.000$

名 称	位 置		100%容積		L C G (m)	K G (m)	I max. (m4)
	舷	FR. - FR.	容積(m3)	重量(t)			
清水タンク	中央	2 - 4	4.88	4.88	13.20	2.34	0.9

山口県漁業取締船きらかぜ 機関部要目表

船舶機関表示

船 体

HULL

船型 Type	平甲板船	長さ Length P.P.	32.76 m
建造年月日 When Built	[2002 年] 平成 14 年 3 月 20 日竣工	幅 Breadth Moulded	6.50 m
建造者 Maker	三菱重工業(株)下関造船所	深さ Depth Moulded	3.13 m
総屯数 Gross Tonnage	114 t	空船喫水 Light Draft	1.20 m (計画)
載貨重量 Dead Weight	53.85 t	満載喫水 Loaded Draft	1.347 m

主 機 関

MAIN ENGINE

型式及び数 Type & Set	16V4000M70×2	出力 Output	2320 kw (3110BHP)
製造年月日 When Built	2001 年	ピストン行程 Piston Stroke	190 mm
製造者 Maker	MTU/DDC	シリンダ径及び数 Cyl.Dia & No.	165 mm×16
		回転数 R.P.M	1940 r p m

推 進 器

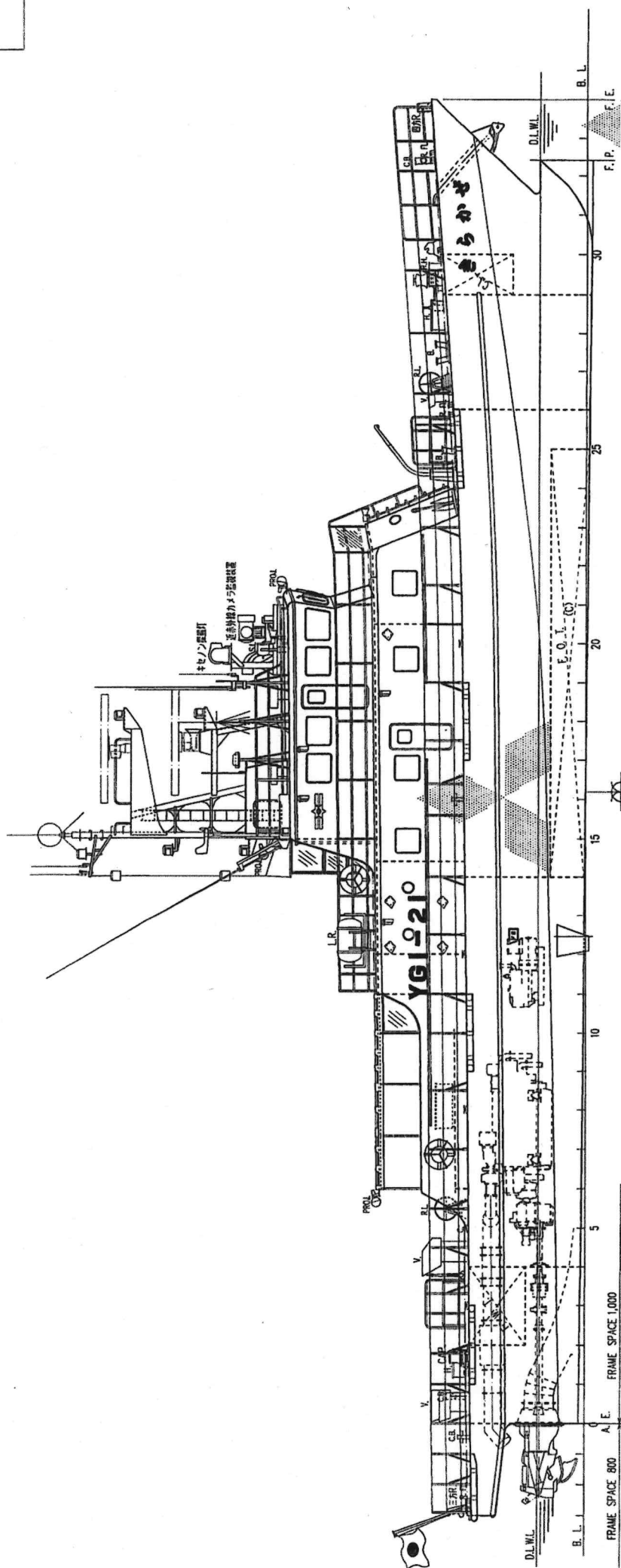
PROPELLER

型式及び数 Type & Set	71SII×2	直径 Diameter	WJ (羽根車) 980 mm×6 枚
回転数 R.P.M	884 r p m	ピッチ Pitch	定格負荷 2250 kw

発 電 機

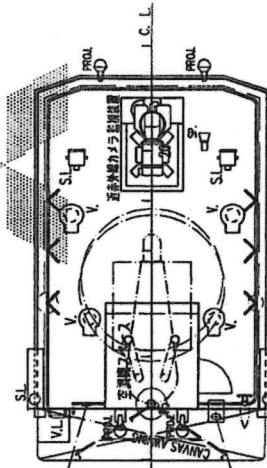
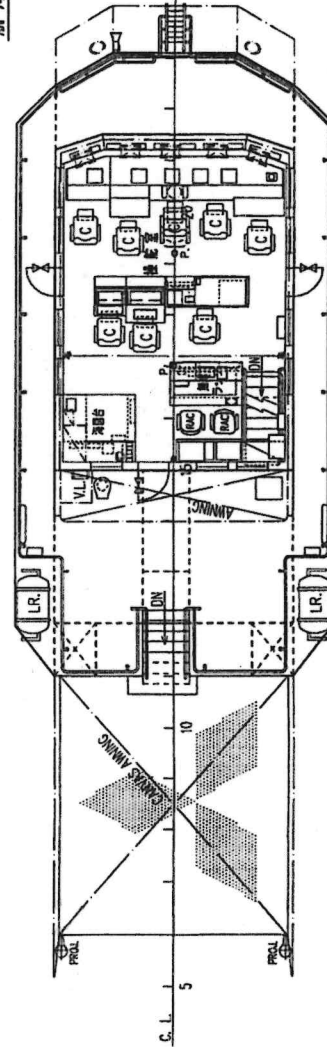
DINAMO

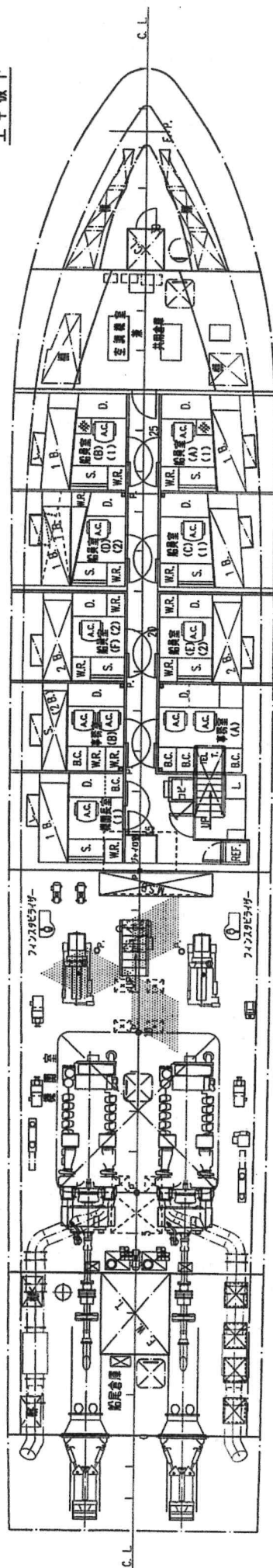
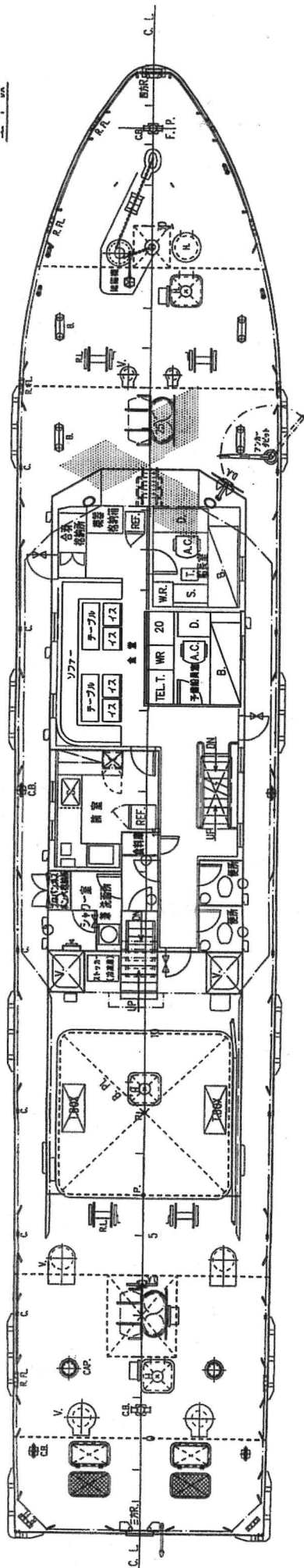
原動機型式及び数 Type of Engine & Set	UM6BD1MUGE×2	発電機型式 Type of Generator	TWY22F
製造年月日 When Built	2001 年 11 月	製造年月日 When Built	2001 年 11 月
建造者 Maker	いすゞマリンディーゼル株式会社	製造者 Maker	大洋電機株式会社
ピストン行程 Piston Stroke	125 mm	出力 Output	60 KVA
シリンダ径及び数 Cyl.Dia & No.	101.5 mm×6	電圧及び電流 Volt. & Amp.	225 V 154 A

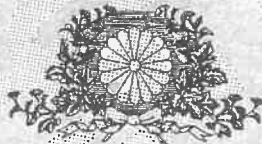


航海船橋甲板

操舵室頂部







船 舶 国 籍 証 書
Certificate of Vessel's Nationality

番号 Official Number	136821	信号符字 Signal Letters	JM6602	証書番号 Certificate Number	9158
船名 Name of Vessel	きらかぜ		船籍港 Port of Registry	山口県下関市	
船舶の種類 Type of Vessel	汽 船		総トン数 Gross Register Tonnage	114	トン
船質 Material of Hull	アルミニウム合金		造船地 Where Built	山口県下関市	
帆船の帆装 Rigging (if a Sailing Vessel)	ディーゼル機関 2 箇		造船者 Name of Builders	三菱重工業株式会社	
機関の種類及び数 Engines			進水の年月 Date of Launch	平成 1 4 年 1 月	
推進器の種類及び数 Propellers			ジェット推進器 2 箇		
船舶法施行細則第17条ノ2第8号の長さ Register Length	32.76 メートル Metres	船舶法施行細則第17条ノ2第9号の幅 Register Breadth	6.50 メートル Metres	船舶法施行細則第17条ノ2第10号の深さ Register Depth	3.13 メートル Metres

所有者
Owners

山 口 県

この証書に記載された事項はいずれも正確であり、本船舶は日本国の国籍を有することを証明する。
This is to certify by the authority of the Japanese government that the items mentioned in this certificate is correct in all respects and that the above-mentioned vessel is granted the right to fly the Japanese flag.

平成14年 3月 6日 交付
Date of Issue

Authority
Director of
Shimonoseki Maritime Branch,
Kyushu District Transport Bureau,
Japanese Government

日 本 国

九州運輸局下関海運支局長

所有者 Owners				
その他 Others	閉囲場所の容積 Volume of Enclosed Spaces 合計/Total 760.637 上甲板下/Under Upper Deck 501.128 上甲板上/Above Upper Deck 259.509 船首楼/Forecastle / 船橋楼/Bridge House / 船尾楼/Poop / 甲板室/Deck Houses 256.040 その他の場所/Other Spaces 3.469	立方メートル Cubic Metres	除外場所の容積 Volume of Excluded Spaces 合計/Total 39.565 船首楼/Forecastle / 船橋楼/Bridge House / 船尾楼/Poop / 甲板室/Deck Houses 39.565 その他の場所/Other Spaces /	立方メートル Cubic Metres

検認欄/Verification of this certificate

	検認を行った年月日 Date of verification	船舶国籍証書検認申請期間/Date of application		管海官庁印 Seal
		法定期間満了日翌日から	船舶国籍証書検認期限 Date of next verification	
1	年 月 日	平成18年3月7日 から	平成20年1月31日	
2	平成19年12月20日	平成23年12月21日 から	平成25年11月30日	九州 下関
3	平成25年11月12日	平成29年11月13日 から	平成31年10月31日	九州 下関
4	令和1年10月8日	令和5年10月9日 から	令和7年9月30日	九州 下関
5	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
6	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
7	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	
8	年 月 日	年 月 日から	年 月 日	

注意/ 船舶国籍証書検認期限又は船舶法第5条ノ2第3項の規定により延期された期日までに、この船舶国籍証書の検認を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、この船舶国籍証書は効力を失うとともに、船舶港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

Caution/ This certificate shall lose its validity, and the maritime authority shall make the entry of deletion in the registry, in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in cases where this certificate is not verified by the date of next verification or by the date postponed in accordance with Paragraph 3 of Article 5-2 of the Ships Law.

- 備考 1 船舶国籍証書の検認の申請は、法定期間満了日翌日以降に行うことを原則とする。
- 2 「法定期間満了日翌日」とは、船舶法第5条ノ2第2項の期間の満了した日の翌日をいう。
- 3 「船舶国籍証書検認期限」とは、船舶法施行細則第30条ノ2の規定により指定した次回に船舶国籍証書の検認を受けなければならない期日をいう。
- 4 (丙)船舶国籍証書付属書Ⅰ(船舶国籍証書検認期限指定書)の交付は、この証書の検認欄に検認を行った年月日及び船舶国籍証書検認期限を記載したものとみなす。

船舶国籍証書提出期日延期指定書
Instruction on postponement of the date of next verification
of the certificate of vessel's nationality

番 号 Official Number	証書番号 Certificate Number	総トン数 Gross Register Tonnage
136821	9158	114 トン/Tons
船名/Name of Vessel		船籍港/Port of Registry
きらかぜ		山口県下関市
所有者 Owners	山口県	

令和2年3月19日付け国海査第421号に基づき、船舶国籍証書の提出期日を延期した。

The date of next verification of the certificate of vessel's nationality for the above-mentioned vessel was postponed by the maritime authority of the Japanese Government.

なお、延期された期日までに、この船舶の船舶国籍証書の検認を受けない場合には、船舶法第5条ノ2第4項の規定により、船舶国籍証書は失効するとともに、船籍港を管轄する管海官庁の職権により抹消登録を行う。

The certificate of vessel's nationality of the vessel shall lose its validity in accordance with Paragraph 4 of Article 5-2 of the Ships Law, in case where the certificate is not verified by the date postponed.

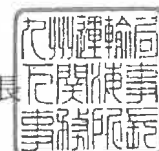
延期された期日 Date postponed	令和9年4月13日 13, April, 2027
---------------------------	------------------------------

交付及び指定した年月日/Date of Issue and Instruction
令和4年3月23日 / 23, March, 2022

Authority
Director of Shimonoseki Maritime Office,
Kyushu District Transport Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tourism,
Japanese Government

交付官庁

日本国
九州運輸局
下関海事事務所長



船舶検査証書

第54号 1/2

船 種 及 び 船 名	汽船 きらかぜ
船舶番号、船舶検査済票 の番号又は漁船登録番号	136821
船 籍 港 又 は 定 係 港	山口県下関市
総トン数又は船舶の長さ	114トン
用 途	漁船
船 舶 所 有 者	山口県
有 効 期 間	令和9年3月13日 まで
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和4年3月23日 九州運輸局下関海事事務所長 小野 二三秋 	
航行上の条件	
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する) 船舶にあつては、その旨 最 大 搭 載 人 員 制 限 汽 圧 満 載 喫 水 線 の 位 置	第3種 ただし、漁業に関する調査、指導及び取締業務に限る。 旅客 0人 船員 11人 その他の乗船者 1. 本邦の海岸から20海里以内の水域で航行予定時間24時間未満の場合 9人 2. その他の場合 2人 計 1. の場合 20人 2. の場合 13人 ***** 乾げん甲板を標示する水平線（甲板線）の上縁の位置 船の長さの中央の上甲板の梁上側板上面の延長と外板の外面との交点から 下方へ200mm ***** 以下次葉 *****

航行上の条件

***** 満載喫水線の位置 (続き) *****

満載喫水線標識の水平線の上縁・海水満載喫水線の位置

甲板線の上縁から下方へ1568mm

上記の各種満載喫水線に対応する淡水満載喫水線の位置

上方へ23mm

区画満載喫水線の位置

木材満載喫水線の位置

その他の航行上の条件

業務区域は、A2水域(湖川を含む。)に限る。

船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の水域に限る。

***** 以下余白 *****

船種及び船名 汽船 きらかぜ

船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 136821

船籍港又は定係港 山口県下関市

船舶所有者 山口県

船舶検査手帳

平成14年3月14日交付

九州運輸局下関海運支局長

山村一真



船舶所有者等の変更事項

下記欄は、船舶検査手帳の表紙に記載されている船舶番号、船舶所有者等の変更に関する記録を示すものである。

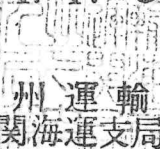
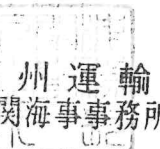
処理年月日	変 更 事 項	管 海 官 庁

(注) 管海官庁の欄は、当該処理を行った管海官庁名及び当該官庁の略符のゴム印を押印すること。

●受検すべき検査の時期

検査の種類	検査の時期	備考
定期検査	令和8年 12月 13日 令和9年 3月 13日から.....まで 年 月 日 年 月 日	
第1種 中間検査	令和5年 12月 13日 令和7年 6月 13日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日から.....まで	Rb.3.1 受検
第2種 中間検査	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日から.....まで	
第3種 中間検査	年 月 日 年 月 日から.....まで 年 月 日 年 月 日	
臨時検査	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日まで	

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から 年 月 日まで	第1回 定期検査	新造。	平成14年3月14日 九州運輸局 下関海運支局長
15年12月13日から 17年6月13日まで	第1種 中間検査		平成17年2月28日  九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平14.4.-9  九州運輸局 下関海運支局長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	レターヌスト改造	平14.9.24  九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成14年11月11日  九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成15年1月14日  九州運輸局 下関海事事務所長

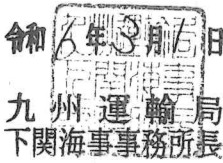
(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
18年12月13日から 19年3月13日まで	定期検査		平成19年3月15日 九州運輸局 下関海事事務所長
20年12月13日から 22年6月13日まで	第1種 中間検査		平成21年3月8日 九州運輸局 下関海事事務所長
23年12月13日から 24年3月13日まで	定期検査		平成24年3月8日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成23年12月4日 九州運輸局 下関海事事務所長
25年12月13日から 27年6月13日まで	第1種 中間検査		平成27年12月3日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	衛星船舶電話新着の	平成24年12月7日 九州運輸局 下関海事事務所長

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	臨時変更証交付	平成25年10月7日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	トランスム一部切替	平成28年10月12日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	定期検査		平成29年3月28日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	第 / 種 中間検査		平成31年3月22日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	定期検査		令和4年3月23日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで	臨時検査	右舷 トランスム切替	令和4年2月16日 九州運輸局 下関海事事務所長

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記 事	検査執行年月日 及び管海官庁
年 月 日から 年 月 日まで	第 / 種 中 間 検 査		 令和6年3月5日 九州運輸局 下関海事事務所長
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			

(5) 検査の記録
(イ) 記 事

主機の連続最大出力	
4640	Kw

検査記録 第1種中間検査

検査造船所 MHI下関エンジニアリング株式会社

☐ 継続検査 ☐ 分割検査 ☐ 計画保全検査

検査項目 ☐ 引継ぎ 出 ☐ 引継ぎ 受

				修理等		
				切替 新替	その他	特記
船 体	外部外観検査	☒ 入渠・上架・据船 ☐ 水中		☒	☐	☒
	内 部	海水タンク	☐ 内検 ☐ 圧力試験	☐	☐	☐
		清水タンク	☐ 内検 ☐ 圧力試験	☐	☐	☐
		油タンク	☐ 内検 ☐ 圧力試験	☐	☐	☐
		貨物タンク	☐ 内検 ☐ 圧力試験	☐	☐	☐
		その他	☐ 貨物区域 ☐ ボイド ☒ E/R ☐ 単底部 ☐ P/R ☒ C/L ☐ R/T ☐ 圧力試験	☐	☐	☐
	閉鎖装置・水密戸		☒ 現状検査 ☐ 効力試験	☐	☐	☐
	舵		☐ 持ち上げ ☐ 取り外し	☐	☐	☐
	☐ 板厚計測 ☐ 非破壊検査			☐	☐	☐

					修理等		
					切替 新替	その他	特記
機 関	主機	☐ 解放検査 (☐ 定期検査準備 ☐ 中間検査準備) ☒ ディーゼル機関 ☒ 解放省略 ☒ 7000時間未満 (年間運転時間 前回解放からの運転時間) ☒ 効力試験 (☒ 遠隔制御装置 ☒ 保護装置) 封印 (☐ 不要、 ☐ 実施不能) ☐ 実施/ ☒ 確認/ ☐ 再封印			☐	☐	☒
	補助機関 (発電機駆動用)	☐ 解放検査 ☐ 1号機 ☐ 2号機 ☐ 3号機 ☐ 4号機 ☒ 解放省略 ☒ 1号機 ☒ 2号機 ☐ 3号機 ☐ 4号機 ☒ 効力試験 (☒ 保護装置)			☐	☐	☒
	その他の補助機関	☐ 荷役装置 ☐ サイドスラスター ☐ その他 ☐ 効力試験			☐	☐	☐
	ボイラー	☐ 解放検査 ☐ 効力試験 (☐ 安全弁逃気試験 MPa ☐ ACC)			☐	☐	☐
	補機						
	圧力容器	☐ 解放検査 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
	空気圧縮機	☐ 解放検査 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
	ポンプ (GS、ビルダ等)	☒ 解放検査 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
	ポンプ (FO、LOその他)	☐ 解放検査 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
	管装置 (FO置タンク、船 底・船外・逆止弁等)	☒ 解放検査 ☐ 圧力試験 ☒ 効力試験 (FOT遠隔遮断弁を含む)			☐	☐	☐
	動力伝達装置	☐ 解放検査 (☐ 定期検査準備 ☐ 中間検査準備)			☐	☐	☒
	軸 系	右	☒ 抜き出し ☐ 部分抜き出し ☐ 精密検査 ☒ プロペラ取り外し		☐	☐	☒
		中央	☐ 抜き出し ☐ 部分抜き出し ☐ 精密検査 ☐ プロペラ取り外し		☐	☐	☒
		左	☒ 抜き出し ☐ 部分抜き出し ☐ 精密検査 ☒ プロペラ取り外し		☐	☐	☒
		プロペラ	☒ 外観検査 ☐ 変節機構解放 ☒ 効力試験		☐	☐	☒
	その他	☒ 外観検査			☐	☐	☒
	☒ 排気管等 ☒ 防熱措置 ☒ 予備品 ☒ 機関室閉鎖装置				☐	☒	☒

					修理等		
					切替 新替	その他	特記
排水設備	☒ 解放検査	☒ 管装置外観検査 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
操舵設備	☐ 圧力試験	☒ 効力試験			☐	☐	☐
係船揚錨設備	☐ 圧力試験	☐ 効力試験 ☒ 錨、錨鎖、係船索の外観検査			☐	☐	☐
救命、消防設備	☒ 外観検査	☐ 圧力試験 ☒ 効力試験			☐	☐	☐
航海用具	☒ 外観検査	☒ 効力試験			☐	☐	☐
危険物等積付設備	☐ 非破壊検査	☐ 外観検査 ☐ 圧力試験 ☐ 効力試験			☐	☐	☐
防火構造	☐ 外観検査	☐ 効力試験			☐	☐	☐
荷役設備	☐ 解放検査 ☐ 荷重試験 ☐ 圧力試験 ☐ 効力試験 ☐ 標示				☐	☐	☐
電気設備	☒ 絶縁抵抗試験 ☒ 外観検査 ☒ 効力試験 (☒ 発電機効力 ☒ 配電盤 ☒ 非常停止 ☒ 航海灯)				☐	☐	☐
居住、衛生、脱出設備	☒ 外観検査 ☐ 効力試験				☐	☐	☐
昇降設備	☐ 解放検査 ☐ 荷重試験 ☐ 効力試験 ☐ 標示				☐	☐	☐
焼却設備	☐ 効力試験 ☐ 標示				☐	☐	☐
コンテナ設備	☐ 外観検査				☐	☐	☐
復原性の検査	☐ 復原性資料の確認 ☐ 軽荷重量検査						☐

■ 海上試運転		特記
■ 満載喫水線標示の検査		
無線設備	■ 無線設備の検査 ■ 一般通信用無線電信	
利用された整備認定 事業場、SS等	■ 整備認定事業場 (株式会社シモセン下関サービス・ステーション)	
	■ 救命設備SS (株式会社シモセン下関サービス・ステーション)	
	■ 航海用具SS等 (株式会社西日本電波研究所)	
	■ 内燃機関SS等 (MHI下関エンジニアリング株式会社)	
	■ 電装事業者 (有限会社上釜電機商会)	
条約証書の発給	☐ PSC ☐ SC+SE+SR ☐ SC ☐ SE ☐ SR ☐ 免除 ☐ LL ☐ LL免除 ☐ AFS	

特記事項

[船体]

- 船舶構造規則第64条に適合していることを確認した。
- 腐食により左舷主機関の排気管及びその周囲の外板を切り替えた、外観及び射水検査により良好な仕上がりを確認した。リペアプランを手帳に添付した。
- 航海灯(マスト灯、左舷灯、右舷灯、船尾灯、引き船灯、紅色閃光灯)を新替えた。

[機関]

- 船舶検査の方法S編2.11.1を活用して、両舷主機関(減速逆転機を含む)及びNo.1並びにNo.2発電用補助機関の解放を省略し、海上試運転を実施した。
- W/J推進装置は解放整備を実施した。
- 内燃機関SSを活用して、上記機関を除く補機類の整備を実施。整備点検記録を手帳に添付した。

指定事項

なし。

無線免除記事外

なし。

船舶検査証書の書き換えの記録(臨時変更証交付)

※臨時変更証交付以外は特記事項欄に記載

船舶検査証書の番号

航行区域

最大搭載人員

旅 客

船 員

その他の乗船者

合 計

その他の変更事項

有効期間

検査基準日

次回検査

次回検査種類

令和8年12月13日から令和9年3月13日まで

第2回以降定期検査

令和6年3月1日 九州運輸局下関海事事務所



特記事項（甲板部）

1. 不具合箇所

- （１）近赤外線カメラ（現在使用不可）
- （２）漁業取締船用高精度船位表示装置（現在使用不可）

2. 建造当初からの改装箇所

（１）操舵室

ジャイロコンパス（撤去）→サテライトコンパスに変更
No1 レーダー（トキメック社製、2015 年）
No2 レーダー（フルノ社製、2022 年）
電磁ログ（撤去）
スペクトラムアナライザー（撤去）
パーソナル無線（撤去）
スタビスコープ → 新造船に移設する

（２）船室変更工事

サロン、船室（船長室の後方）（2017 年）
※一般配置図参照

（３）甲板

船尾作業灯（LED）

（４）救命設備

膨張式救命胴衣 → 固形式救命胴衣に変更

3. 無線検査について

現在、無線定期検査を延期（令和 9 年 3 月受検）しています。

4. 船舶国籍証書について

船舶国籍証書の検認を延期（令和 9 年 4 月 13 日）しています。

5. 航行区域

第 3 種漁船（A1, A2 海域に限る）
実際の航行海域は、山口県海域

6. 現在の速力について

現在、31～32ノットです。

特記事項（機関部）

1. 不具合箇所

- ・エンジンルームの監視カメラ 2 台故障中

2. 建造当初からの改装箇所

（1）機関室

- ・右舷及び左舷主機付充電発電機（平成 19 年 3 月 1 日配線取外し、撤去）

3. その他

① 舵機室

- ・両舷排気管トランサム貫通部（令和 6 年 2 月 26 日外板接続部、新替え）

② 船橋

- ・主機関データ出力用プリンター（令和 4 年 2 月 8 日本体、新替え）